

全国自治体病院協議会臨床検査部会会則

(名 称)

第1条 この会の名称は、全国自治体病院協議会臨床検査部会（以下「部会」という。）とする。

(目 的)

第2条 部会は、公益社団法人全国自治体病院協議会（以下「協議会」という。）定款に基づき、臨床検査業務に関する事項について、調査研究及び臨床検査部門に勤務する職員の資質を高めるための諸事業を行い、もって病院運営の発展向上に資することを目的とする。更に、全国の自治体病院の臨床検査部門における当面する課題について適宜検討を行う。

(事 業)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、毎年度事業計画を定め、協議会会長（以下「会長」という。）の承認を得てこれを行う。

(事務所)

第4条 部会は、事務所を協議会の事務所内におく。

(会 員)

第5条 部会の会員は、協議会会員病院の臨床検査部門の医師又は技師とする。

(役 員)

第6条 部会に、次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 3名
- (3) 幹事 若干名

2 役員は、次に定めるものから会長が委嘱する。

- (1) 各ブロックから選出された会員
- (2) 協議会常務理事から推薦を受けた会員

3 部会長、副部会長の選出は役員相互による。

4 部会長は部会を統轄し、副部会長はこれを補佐する。

5 幹事は会務を行う。

6 役員任期は2年とする。

(会 議)

第7条 会議は、毎年度1回幹事会を開催し、臨時幹事会等は、必要によりこれを開催する。

2 会議の招集は、部会長が会長の承認を得てこれを行う。

3 幹事会は部会長、副部会長及び幹事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告
- (2) 事業計画
- (3) 会長より指示または諮問された事項

(4) その他部会長の附議した事項

4 幹事会の議長は、部会長をもってこれにあてる。

5 部会長は会議の決定事項について会長に報告しなければならない。

(経 費)

第8条 部会の運営に必要な経費は、協議会の毎年度定める会計予算のうちから会長が認めたものを支出する。

(会則の変更)

第9条 この会則の変更は、会長の承認を得なければならない。

補 則

(委 任)

第10条 この会則に定めるもののほか部会の運営について必要な事項は、幹事会の議決を経て部会長がこれを定める。

付 則

この会則は、昭和43年6月26日から施行する。

付 則

この会則は、昭和44年6月27日から施行する。

付 則

この会則は、昭和47年6月30日から施行する。

付 則

この会則は、平成14年7月19日から施行する。

付 則

この会則は、平成22年6月25日から施行する。

付 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。